

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月8日火曜日 第1446号

目	次	\Diamond	
規	則		
の補助に関す	る規	則の一部を改正する	
			421
告	示		
の認可			425
行の関係書類	の縦	覧(2件)	426
			426
ゅん功認可(4件)	426
北条玉川線)			428
֡֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜	T 規 の補助に関す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規 則 力補助に関する規 告 示 の認可 … 行の関係書類の縦 ゆん功認可(4件	規 則 の補助に関する規則の一部を改正する

道路の供用開始 (″)	428
道路の区域変更(県道新	居浜別子	² 山線)	429
道路の区域変更(県道大	島環状線	脉外)	429
道路の供用開始 (")	430
包括外部監査契約の締結			430
4	公	告	
特定非営利活動法人の定	款の変更	色の認証の申請の公告	430
	任免話	辛 令	
定年退職			

規 則

○愛媛県規則第41号

0

 \bigcirc

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和32年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第2号中「生活資金及び」を削り、「住宅資金」の下に「及び長期生活支援資金」を加え、「医師」の下に「、弁護士、不動産鑑定士」を加え、「並びに学識経験者」を「、学識経験者等」に、「生活福祉資金運営委員会」を「貸付審査等運営委員会」に改め、同条第3号中「別表第1」の下に「及び別表第2」を加え、「及び別表第2」を「並びに別表第3」に改める。

別表第1中「生活福祉資金(」の下に「長期生活支援資金及び」を加え、同表第1号中「修学資金」の下に「、緊急小口資金」を加え、「、生活資金にあつては低所得者世帯又は障害者世帯とし」を削り、「高齢者」という。)の属する世帯をいう。以下」の下に「この表において」を加え、同表第2号の表更生資金の部技能習得費の項区分の欄及び同項限度額の欄を次のように改める。

知識及び技能 を習得する期 間(以間」」とい う。)が6月 を超えない場	918 ,000円以 内	1 ,068 ,000円 以内
習得期間が6 月を超え3年 以内の場合	上欄に掲げる 額のほか、6 月を超える期 間につき月額 153,000円以 内	上欄に掲げる 額のほか、6 月を超える期 間につき月額 153,000円以 内

別表第1第2号の表更生資金の部備考の欄(3)中「経費」の下に「並びにその習得期間中の生計を維持するために必要な経費」を加え、同部同欄中「特別の」を「法令等において、習得期間を6月以上と定めている」に改め、「原則として」を削り、同表障害者更生資金の部障害者技能習得費の項区分の欄及び同項限度額の欄を次のように改める。

習得期間が6 月を超えない 場合	918 ,000円以 内	1 ,248 ,000円 以内
習得期間が6	上欄に掲げる	上欄に掲げる

月を超え3年 以内の場合	額のほか、6 月を超える期 間につき月額	額のほか、6 月を超える期 間につき月額
	153 ,000円以 内	153 ,000円以内

別表第1第2号の表障害者更生資金の部備考の欄③中「経費」の下に「並びにその習得期間中の生計を維持するために必要 な経費」を加え、同部同欄中「特別の」を「法令等において、習得期間を6月以上と定めている」に改め、「原則として」を 削り、同表生活資金の部を削り、同表福祉資金の部限度額の欄中「 3,744,000円」を「 4,272,000円」に改め、同部すえ置き 期間の欄中「同上」を「6月以内」に改め、同表修学資金の部修学費の項国立又は公立の高等学校の目1年生に就学する者の 節限度額の欄中「17,000円」を「18,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「 17,000円」を「18,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「16,000円」を「17 ,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に改め、同項私立高等学校の目1年生に就学する者の節同欄中「29,000円」を「30 ,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「29,000円」を「30,000円」に、「34 ,000円」を「35,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「28,000円」を「29,000円」に、「33,000円」を「34,0 00円」に改め、同項国立又は公立の高等専門学校の目1年生に就学する者の節同欄中「20,000円」を「21,000円」に、「21,5 00円」を「22,500円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「20,000円」を「21,000円」に、「21,500円」を「22,500円」に、「21,500円」を「22,500円」を「22,500円」を「21,500円」を「21,500円」を「22,500円」を「22,500円」を「22,500円」を「22,500円」を「22,500円」を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「21,500円を「2 円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「19,000円」を「20,000円」に、「20,500円」を「21,500円」に改め、同目 4年生に就学する者の節同欄中「40,000円」を「41,000円」に、「46,000円」を「47,000円」に改め、同目5年生に就学する 者の節同欄中「38,000円」を「40,000円」に、「44,000円」を「46,000円」に改め、同項私立高等専門学校の目1年生に就学 する者の節同欄中「31,000円」を「32,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中 「31,000円」を「32,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「30,000円」を「 31,000円」に、「33,000円」を「34,000円」に改め、同目4年生に就学する者の節同欄中「48,000円」を「49,000円」に改め 、同目5年生に就学する者の節同欄中「46,000円」を「48,000円」に改め、同項国立又は公立の短期大学の目1年生に就学す る者の節同欄中「41,000円」を「42,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「 41,000円」を「42,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同項私立短期大学の目1年生に就学する者の節同欄中「 49,000円」を「50,000円」に、「56,000円」を「57,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「49,000円」を「50 ,000円」に、「56,000円」を「57,000円」に改め、同項国立又は公立の大学の目1年生に就学する者の節同欄中「41,000円」 を「42,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同目2年生に就学する者の節同欄中「41,000円」を「42,000円」に 「47,000円」を「48,000円」に改め、同目3年生に就学する者の節同欄中「40,000円」を「41,000円」に、「46,000円」を 「47,000円」に改め、同目4年生に就学する者の節同欄中「40,000円」を「41,000円」に、「46,000円」を「47,000円」に改 め、同項私立大学の目1年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「51,000円」に、「60,000円」を「61,000円」に改め、 同目2年生に就学する者の節同欄中「50,000円」を「51,000円」に、「60,000円」を「61,000円」に改め、同目3年生に就学 する者の節同欄中「49,000円」を「50,000円」に、「59,000円」を「60,000円」に改め、同目4年生に就学する者の節同欄中 「49,000円」を「50,000円」に、「59,000円」を「60,000円」に改め、同部就学支度費の項私立の高等学校又は高等専門学校 の目自宅通学の節同欄中「 230,000円」を「 240,000円」に改め、同目自宅外通学の節同欄中「 240,000円」を「 250,000円 」に改め、同表療養・介護資金の部区分の欄及び同部限度額の欄を次のように改める。

負傷又は疾病 の療養をして いる期間(以下「療養期間」という。) が1年を超え ない場合	1 ,506 ,000円 以内	1 ,686 ,000円 以内
療養期間が1 年を超え1年 6月以内の場 合	2,304,000円 以内	
介護給付の対 象となるのが サービスを ける別で で が り が り が り り り り り り り り り り り り り	1 ,736 ,000円 以内	

ない場合		
介護サービス 受給期間が1 年を超え1年 6月以内の場	2,354,000円 以内	

別表第1第2号の表療養・介護資金の部備考の欄(1)中「を必要とする期間が原則として1年以内の場合に限る。)」を「に必要な経費のうち、1年(特に必要と認められる場合は、1年6月)以内の期間に係るものに限る。)及び療養期間中の生計を維持するため」に改め、同部同欄(2)中「必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。)」を「介護サービスを受けるのに必要な経費のうち、1年(特に必要と認められる場合は、1年6月)以内の期間に係るものに限る。)及び介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費」に改め、同部の次に次のように加える。

緊急小口資金	50 ,000円以内	4月以 内	2月以内	緊急小口資金とは、低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に貸し付ける少額の資金をいう。 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき。 (2) 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき。 (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活
				(3) 年金、保険、公的給付

別表第1第4号を次のように改める。

(4) 貸付利子

据置期間後年3パーセントとする。ただし、修学資金及び療養・介護資金の貸付金については、無利子とする。 別表第1第9号1中「必ずしも」を削り、同号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 1にかかわらず、緊急小口資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を必要としない。

別表第2第12号1ア中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。 別表第2(第2条関係)

長期生活支援資金の貸付基準

(1) 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 資金の貸付けを受けようとする者(以下この表において「借入申込者」という。)が単独で所有している不動産(同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産を含む。)に居住している世帯であること。
- イ 借入申込者が居住している不動産に賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利又は抵当権その他の担保権が設定 されていないこと。
- ウ 借入申込者が居住している不動産に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- エ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- オ 借入申込者の属する世帯が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない程度の低所得世帯であること。
- (2) 貸付期間

貸付元利金(貸付金及びその利子を合計した金額をいう。以下同じ。)が貸付限度額に達するまでの期間とする。

(3) 貸付限度額

借入申込者が現に居住している建物及び土地(以下「本件不動産」という。)のうち、土地(以下「本件土地」という。)の評価額に基づき定める額とする。ただし、1月当たりの貸付額は、原則として30万円以内とする。

(4) 貸付方法

原則として3月ごとに交付する。

(5) 貸付元利金の償還期限

資金の貸付けに係る契約(以下「貸付契約」という。)の終了時とする。

(6) 貸付利子

- 1 各単位期間(初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下同じ。)中の貸付金の総額 ごとに、当該単位期間の最終日(当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日)の翌日から 当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。
- 2 貸付利率は、年度ごとに、年3パーセント又は当該年度の4月1日(その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)における銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定める率とする。

(7) 延滞利子

- 1 資金の貸付けを受けた者(以下この表において「借受人」という。)が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事情があると認められるとき、及び償還のためにする本件不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。
- 2 1により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(8) 償還の担保措置

- 1 借入申込者は、社会福祉協議会のために本件不動産に根抵当権を設定し、登記をするものとする。
- 2 借入申込者は、本件不動産に関し代物弁済の予約に応じ、所有権移転請求権保全のための仮登記をするものとする。
- 3 借入申込者は、その推定相続人の中から連帯保証人1人を立てるものとする。
- 4 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。
- 5 連帯保証人の責任は、借入申込者が本件不動産に設定した根抵当権の極度額を限度とする。
- 6 借入申込者は、貸付契約を締結することに関し、その連帯保証人以外の推定相続人の同意を得るよう努めるものとする。

(9) 土地の再評価

- 1 社会福祉協議会会長(以下「社協会長」という。)は、単位期間ごとに本件土地の再評価を行うものとする。
- 2 社協会長は、滅失、損壊その他の事由によつて本件土地の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件土地の再評価を行うものとする。
- 3 社協会長は、1及び2により本件土地の再評価を行つた場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し、 貸付限度額の変更を求めるものとする。

(10) 契約の終了

貸付契約は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。ただし、印の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。

- 1 借受人(連帯借受人がいる場合は、借受人及び連帯借受人)が死亡したとき。
- 2 社協会長が貸付契約を解約したとき。
- 3 借受人が貸付契約を解約したとき。

(11) 貸付契約の承継

- 1 借受人が死亡した場合であつて、次のいずれにも該当するときは、借受人の配偶者は、借受人の死亡後3月内に限り、社協会長に対し貸付契約の承継を申し出ることができる。
 - ア 当該配偶者が従来借受人と同居していたこと。
 - イ 当該配偶者が本件不動産を単独で相続し、及び本件不動産に係る所有権移転登記をしていること。
 - ウ 当該配偶者が本件不動産に引き続いて居住する予定であること。
 - エ 借受人に係る貸付元利金が、2の規定に基づく本件土地の再評価による評価額により算定した貸付限度額に達していないこと。
- 2 社協会長は、貸付契約の承継の申出があつたときは、本件土地の再評価を行うものとする。
- 3 貸付契約の承継に当たつては、配偶者は、(8)の規定の例により、償還の担保措置を講じるものとする。

(12) 償還金の支払猶予

- 1 借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、借受人又は連帯保証人の申請に基づき借受人又は連帯保証人に対し償還金の支払を猶予することができる。
- 2 借受人が死亡した場合であつて、その配偶者から承継の申出があつたときは、貸付契約の承継の決定をするまでの間、当該配偶者の申請に基づき償還金の支払を猶予することができる。
- 3 償還金の支払を猶予した場合であつても、借受人が仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売 又は破産若しくは再生手続開始(以下「破算等」という。)の申立てを受け、又は破産等の申立てをしたときその他必

要があると認めるときは、支払の猶予を取り消すことができる。

(13) 償還金の支払免除

やむを得ない理由により償還金を支払うことができなくなつたと認められるときは、当該償還金の償還未済額の全部又 は一部の支払を免除することができる。

(14) 費用負担

本件土地の評価(再評価を含む。)、担保物権の登記、本件不動産の処分その他の契約費用は、借受人が負担するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(以下「改正後の規則」という。)は、次項に定めるものを除き、平成15年1月28日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則別表第1第2号の表の規定は、平成15年1月28日以後に貸付決定される更生資金、障害者更生資金、福祉資金、修学資金及び療養・介護資金について適用し、同日前に貸付決定された更生資金、障害者更生資金、生活資金、福祉資金、修学資金及び療養・介護資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第884号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の 規定により、大久保山土地改良区の大久保山ダムの管理規程 を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程 の概要を次のとおり公告する。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 貯水、放水又は取水に関する事項
- (1) 貯水に関する事項

ダムの満水位は標高 214 0 メートル、低水位は標高 1 90 4メートルとする。

- (2) 放水に関する事項
 - ア ダムからの放流は、洪水時を除き毎秒1.057立方メートルを超えてはならない。
 - イ ダム管理者(以下「管理者」という。)は、ダムからの放流によって、下流の水位に著しい変動を生ずると認められるときは、愛媛県知事、城辺町長、御荘警察署長に通知するとともに、サイレン又は警報車により、一般に周知しなければならない。
- (3) 取水に関する事項
 - ア かんがい期間は、水田補給水にあっては、6月1日 から9月30日まで、畑地かんがい用水にあっては通年 とする。
 - イ かんがい用水のためのダムからの取水は、秒間最大 取水量 0 335 立方メートル、年間総取水量は、94万 7 千立方メートルを基準とする。
- 2 その他管理規程に記載されている事項
- (1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項
 - ア 緊急放流ゲートは、放流を行うとき又は点検整備を 行うときを除き、常に閉塞しておくものとする。
 - イ 取水塔バルブは、必要に応じて開け、常に貯水位から10メートル以内の水深にある水を取水するよう操作するものとする。

- ウ 管理者は、堤体、緊急放流ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)、ゲート等を操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測に必要な設備、管理のために必要な車輌並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための整備及び点検を行わなければならない。
- (2) 緊急事態における措置に関する事項
 - ア 管理者は、松山地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき又は洪水が予想されたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - イ 管理者は、洪水警戒体制をとったときは、職員を呼 集して担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をと らなければならない。
 - (ア) 松山地方気象台、城辺町、その他関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集
 - (4) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量 の時間的な変化の予測
 - (ウ) その他ダム操作に関し必要な措置
 - ウ 管理者は、かんばつの恐れがあると認めたときは、 原則としてダムからの放流を停止し、取水に関する節 水計画を立て、著しい用水不足を生じないよう努めな ければならない。
- (3) その他施設の管理に関し必要な事項
 - ア 管理者は、気象について天気、気温及び降雨量等並 びに水象について水位、放流量及び取水量等を定期的 に観測しなければならない。
 - イ 管理者は、毎年低水位時に1回又は洪水の直後で必要があると認めたときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。
 - ウ 管理者は、堤体及び取水塔等に設置された測定機器 により、堤体の変位、堤圧漏水量等について調査又は 観測を行わなけれならない。
 - エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる 事項を記録しなければならない。

- (ア) ア、イ及びウによる調査又は観測の結果
- (イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項
- (ウ) 緊急時における措置に関する事項
- (エ) ゲート等の操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量
- (オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第 885 号

城川町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・田穂地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・田穂地区) 計画書の写し
 - (2) 城川町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成15年4月9日から5月8日まで

3 縦覧場所

城川町役場

○愛媛県告示第886号

城川町から協議のあった町営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・田穂地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・田穂 地区)計画書の写し
- (2) 城川町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成15年4月9日から5月8日まで

3 縦覧場所 城川町役場

○愛媛県告示第887号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第7条第1項の規定により、平成15年4月8日次の者の家畜商の免許を取り消した。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現	住	所	氏名(又は名称)	生年月日 ^(又は設立) 年月日	取消理由
第450号	昭和37年12月1日	新居浜市萩生	2074番地		飯 尾 節 雄	昭和9年4月28日	申請による

○愛媛県告示第888号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、北条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

北条市

北条市辻6番地

代表者 市長 井手順二

北条市北条 873 番地

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

北条市磯河内甲 254 番 1 地先から同所甲 255 番 4 地先 までの公有水面

(2) 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23 点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+ 3 56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院四等三角点、勧第17号久保)は、北 緯33度56分 11 .1842 秒、東経 132 度46分5 .3466秒の地点

1 点は、基点から真北 228 度52分18秒840 88メートル の地点

2 点は、 1 点から真北 201 度19分41秒 10 20 メートル の地点

3点は、2点から真北111度19分41秒1.00メートルの 地点

4点は、3点から真北201度19分41秒3.10メートルの 地点

5点は、4点から真北291度19分41秒1.00メートルの 地点

6点は、5点から真北 201 度19分41秒 11 81 メートル の地点

7点は、6点から真北111度19分41秒1.00メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 201 度19分41秒3 .10メートルの 地点

9点は、8点から真北291度19分41秒1.00メートルの地点

10点は、9点から真北201度19分41秒11.97メートルの地点

11点は、10点から真北 111 度19分41秒1 .00メートルの 地点

12点は、11点から真北 201 度19分41秒3 .10メートルの 地点

13点は、12点から真北 291 度19分41秒1 .00メートルの地点

14点は、13点から真北 201 度19分41秒 12 .03 メートル の地点

15点は、14点から真北 111 度19分41秒1 .00メートルの地点

16点は、15点から真北 201 度19分41秒3 .10メートルの 地点

17点は、16点から真北 291 度19分41秒1 .00メートルの 地点

18点は、17点から真北 201 度19分41秒 11 85 メートル の地点

19点は、18点から真北 111 度19分41秒1 .00メートルの 地点

20点は、19点から真北 201 度19分41秒3 .10メートルの 地点

21点は、20点から真北 291 度19分41秒1 .00メートルの 地点

22点は、21点から真北 201 度19分41秒 26 54 メートル D地点

23点は、22点から真北 115 度34分56秒 22 .77 メートル の地点

(3) 面積

1,998.72平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和63年12月26日 愛媛県指令河第1056号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年4月8日

○愛媛県告示第889号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年4月8日

弓削港湾管理者 愛媛県 代表者 知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

弓削町

越智郡弓削町下弓削 210 番地 代表者 町長 木下良一 越智郡弓削町太田 101 番地

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

越智郡弓削町下弓削21番 2 から同 118 番に至る地先公 有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成4年の秋分の満潮位(C.D.L.+347メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(丸山四等三角点)は、北緯34度15分 09 2853 秒 、東経 133 度12分 14 .1304 秒の地点

1 の地点は、基点から真北 339 度30分02秒766 97メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北 215 度00分02秒104 80 メートルの地点

21の地点は、2の地点から真北305度30分02秒117.60 メートルの地点

20の地点は、21の地点から真北41度00分02秒 81.76 メートルの地点

19の地点は、20の地点から真北40度30分02秒8 54メートルの地点

18の地点は、19の地点から真北35度00分02秒6 24メートルの地点

17の地点は、18の地点から真北25度30分02秒2 59メートルの地点

16の地点は、17の地点から真北25度00分02秒 24 84 メートルの地点

(3) 面積

13,693.61平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成5年7月9日 愛媛県指令港第250号

4 しゅん功認可年月日 平成15年4月8日

○愛媛県告示第890号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年4月8日

弓削港湾管理者 愛媛県 代表者 知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

越智郡弓削町下弓削21番 2 から同 118 番に至る地先公 有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成4年の秋分の満潮位(C.D.L.+347メートル)における公有水面と岳ノ下防波堤との境界線により囲まれた区域

基点(丸山四等三角点)は、北緯34度15分 09 2853 秒 、東経 133 度12分 14 .1304 秒の地点

1 の地点は、基点から真北 331 度00分02秒669 97メートルの地点

7 の地点は、1 の地点から真北 311 度00分02秒149 50 メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北41度00分02秒 40.00 メ

ートルの地点

4 の地点は、8 の地点から真北 131 度00分02秒117 .60 メートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北35度30分02秒104 80メ

ートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北 131 度30分02秒0 30メ

ートルの地点

(3) 面積

6 &31 31平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成5年7月9日 愛媛県指令港第249号

4 しゅん功認可年月日 平成15年4月8日

○愛媛県告示第 891 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上浦町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所 上浦町 越智郡上浦町大字井口6605番地 代表者 町長 小野 功 越智郡上浦町大字甘崎1590番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上浦町大字盛2786番地先から同3852番地先まで の公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)の陸と公有水面と接する線により囲まれた区域

基点(盛四等三角点)は、北緯34度17分41.0047秒、 東経133度01分33.5820秒の地点

1 点は、基点から真北 140 度04分01秒223 50メートル の地点

2 点は、1 点から真北54度26分18秒 31 .85 メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 131 度26分26秒 70 58 メートル の地点

4点は、3点から真北41度24分14秒 47.03 メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 131 度32分56秒 56 .14 メートル の地点

6 点は、5 点から真北41度23分55秒3 .12メートルの地 点

7 点は、6 点から真北 131 度39分18秒 19 .95 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 221 度29分11秒 87 84 メートル の地点

(3) 面積

8 915 59平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年9月25日 愛媛県指令河第436号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年4月8日

○愛媛県告示第 892 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地 0		延 長	備	考
県	道	41-	条玉川	4白	北条市庄府字山ノ神甲687番5	也先から	ІВ	メート 21 .	· Jレ 7~47.		キロメートル 0.055		
宗		16	赤玉川	松水	同市庄府字山ノ上甲609番8 8	まで	新	13 &	3 ~ 47 .	7	0 .055		

○愛媛県告示第 893 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ij	直路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
ļ	県 道 北条玉川線 同市庄府字山ノ神甲572番4まで						平成15年4月8日					
	II.		"	北条市庄府字山ノ神甲687番地先から 同市庄府字山ノ上甲609番8まで					"			

○愛媛県告示第 894 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番72から	旧	メートル 5 0~24 5	キロメートル 0 303	
, E		同字344番79まで	新	11 4~24 5	0 303	
"	"	 新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	旧	4 6~11 8	880. 0	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	利店从巾入水山子須視人人尾344笛/9	新	4 6~11 8 9 2~12 3	0 .088 0 .081	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79から	旧	8 8 ~ 23 9	0 289	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	日中244年04十一万	新	10 .0 ~ 27 .4	0 289	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番84	旧	9 .7 ~ 15 .7	0 .048	
"	"	利店从印入水山子沒視入入尾344亩04	新	9 .7 ~ 15 .7 12 .9 ~ 13 .6	0 .048 0 .049	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番84から	旧	8 D~32 B	0 210	
"	"	同字344番85まで	新	12 5~35 4	0 210	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番85	旧	11 .7 ~ 20 .4	0 .050	
,,	"	利伯·杰印·八小山子·汉识人人·尼·244亩02	新	11 .7 ~ 20 .4 9 .4 ~ 14 .1	0 .050 0 .058	
"	"	新居浜市大永山字須領スズ尾344番85から	旧	13 .1 ~ 25 .7	0 <i>4</i> 81	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	同字344番15まで	新	14 .7 ~ 32 .4	0 <i>4</i> 81	

○愛媛県告示第 895 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		越智郡吉海町大字幸新田455番地先から 同大字328番 1 地先まで 及 び 越智郡吉海町大字幸新田455番地先から 同大字393番 2 地先まで	IB	メートル 3 6~12 6	キロメートル 0 273 0 211	
県 道 大島環状線	同大字393番 2 地先まで 越智郡吉海町大字幸新田455番地先から	新	7.0~43.2	0 321		
		同大字328番 1 地先まで		7.0.00	0.044	
	n	越智郡宮窪町大字余所国589番 3 地先から	IΒ	7 0~ 9 2 11 2~15 0	0 .041 0 .036	
		同大字549番地先まで	新	10 4~15 .0	0 .036	
"	名駒友浦線	越智郡宮窪町大字友浦48番 1 地先から	旧	4 6~ 7 0 9 2~13 6	0 .189 0 .167	
		同大字2番2地先まで		9 2 ~ 13 .6	0 .167	

○愛媛県告示第896号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	大島環状線	越智郡吉海町大字幸新田457番地先から 同大字393番 2 地先まで					平成15年 4 月 8 日	
"	ıı	越智郡宮窪町大字余所国589番 3 地先から 同大字549番地先まで					II .	
"	名駒友浦線	越智郡吉海町大字	名2199番 1 地先	;				"

○愛媛県告示第897号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の36第1項の 規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。 平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 眞鍋 清
 - 松山市歩行町二丁目6番地3
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

平成15年4月1日

- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
- (1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算 払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公	告	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 3 月28日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	鴻 上 千恵美	新居浜市西喜光地町8番1号	本会は、地域社会において、会員の有する個人資源を自ら組織し、その生活技術や技能を発揮し役立てることによびまちづくりを推進する。 2 本会は、愛媛県に在住する不特定かつ多数の子供・高齢者・障害者等に市民事業をもって提供し、地域福祉の向上にありまする。 3 本会は、相互扶助の精神に基づいた自己決定・自己管理の働き方の社会化、男女共同参画社会の形成に寄与する。

任免辞令

○監査事務局定年退職

平成15年3月31日定年退職

愛媛県監査委員書記 森 田 逸 雄

 平成15年4月8日	変 媛		 第1446号
		1	